

令和4年6月 10 日

災害復旧工事における工事監督規程等に関する特例措置について(お知らせ)

庄原市 環境建設部 地籍用地課

平素より庄原市建設行政にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

平成 30 年7月豪雨災害に伴う災害復旧工事における工事監督規程等に関する特例措置については「平成 30 年7月豪雨災害に伴う災害復旧工事における工事監督規程等に関する特例措置(平成 31 年4月8日)」によりお知らせしているところですが、特例措置の対象工事について**平成 30 年 7 月豪雨災害に限定せず、災害復旧のための建設工事**としました。この特例措置の適用期間は「当面の間」とします。措置の内容については下記のとおりです。

1. 措置の内容(災害復旧のための建設工事に限る)

(1) 工事監督員体制について

工事監督員の体制を次のとおりとします。

工事請負金額	当初請負金額 3,500 万円以上	当初請負金額 3,500 万円未満
総括監督員	課長	主任監督員が兼務
主任監督員	係長	係長
一般監督員	係員	係員

(2) 検査員および工事成績評定の対象工事について

中間検査および完成検査については次のとおりとします。

工事請負金額	当初請負金額 3,500 万円以上	当初請負金額 3,500 万円未満
検査員	地籍用地課長又は 地籍用地課専門員	担当課長
工事成績評定	行う	行わない

(3) 中間検査の対象工事について

工事請負金額	当初請負金額 5,000 万円未満	当初請負金額 5,000 万円以上 1 億円未満	1 億円以上
進捗率約 30%	×	×	○
進捗率約 50%	×	○	×
進捗率約 60%	×	×	○

## 2. 適用期日

令和4年6月10日から

なお、既に契約を締結している災害復旧のための建設工事(平成 30 年7月豪雨による災害以降に発生した災害における災害復旧のための建設工事に限る。)についてもこの特例措置を適用します。

不明な点がございましたら、下記までお問合せください。

〒727-8501 広島県庄原市中本町一丁目 10 番 1 号

庄原市役所 環境建設部 地籍用地課

Tel 0824-73-1118(直通)

E-Mail:[kensa@city.shobara.lg.jp](mailto:kensa@city.shobara.lg.jp)